

環自国発第 2502213 号
令和 7 年 2 月 21 日

各都道府県知事 殿

環境省
自然環境局長
(公印省略)

自然公園法施行規則の一部を改正する省令の施行について

海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）の規定について、海上運送法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が施行されることを受け、規則における所要の規定の整備等のため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年環境省令第 35 号）が令和 6 年 12 月 27 日付けで公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。その内容は次のとおりであるので、了知の上、その適切な施行に努められたい。

1. 背景

- 旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）が令和5年5月12日に公布されたところ。
- 改正法による改正内容の中で、届出制としていた人の運送をする船舶運航事業に係る登録制の導入関係に関しては、改正法の公布後2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところ、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）等について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 現行制度の概要

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第6項から第8項までにおいて、国立公園等の特別地域内において許可又は届出をしなければならない行為を規定している。また、同条第9項第5号は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって環境省令で定めるものについては当該許可又は届出を要しないと規定している。
- これらの規定に基づき、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第12条第29号の29において、法に規定する許可又は届出の適用除外の行為として、
 - ・海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、
 - ・法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は
 - ・法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用することを規定している。

3. 改正の概要

- 改正法において、不定期航路事業が、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業及び貨物専用不定期航路事業に区分して定義されるとともに、
 - ・一般不定期航路事業に係る登録の規定が改正法における改正後の法（以下「改正後の法」という。）第22条第1項に
 - ・貨物専用不定期航路事業に係る届出の規定が改正後の法第23条第1項にそれぞれ新設されることとなった。
- これらを踏まえ、自然公園法施行規則第12条第29号の29について規定の適正化を図ることとする。

4. 海上運送法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 71 号）における改正漏れについて

現行の自然公園法施行規則第 12 条第 29 号の 29 において、「一般旅客定期航路事業の免許」及び「不定期航路事業の届出」を規定しているところ、当該規定は、平成 11 年の「海上運送法の一部を改正する法律」において、一般旅客定期航路事業は「免許制」から「許可制」に改正され、不定期航路事業は「不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）」と「人の運送をする不定期航路事業」に分けて改正されていたが、当該改正に伴う同規則における措置が漏れていたことから、本省令において、規定の適正化を図ることとする。

5. 既存の小型船舶旅客不定期航路事業者及び人の運送をする不定期航路事業者についての経過措置を規定する必要性

○ 旅客不定期航路事業の許可については、改正法附則第 1 条本文関係の改正規定の施行に伴い、当該事業の許可を受けようとする者は、

- ① 旅客不定期航路事業を営もうとする者のうち、②以外の者
- ② 小型船舶（総トン数 20 トン未満の船舶）のみを使用して旅客不定期航路事業（以下「小型船舶旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者

の 2 つに分けられたところ、①については、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により、改正法による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第 21 条第 1 項の許可を受けている旅客不定期航路事業者は改正後の法に基づく許可を受けた者とみなされる。一方で、②については、改正法附則第 3 条第 2 項の規定により、改正前の法第 21 条第 1 項の許可を受けている者は、施行から起算して 3 年を経過する日までの間は、許可を受けなくても引き続き事業を営むことができることとされている。

○ また、改正前の法第 20 条第 2 項に規定されていた「人の運送をする不定期航路事業の届出」が改正後の法第 22 条第 1 項において「一般不定期航路事業の登録」となり、届出制から登録制へ移行された。これに併せて、届出制から登録制への円滑な移行を促す観点から、改正法附則第 6 条第 5 項の規定において、改正前の法第 20 条第 2 項の規定による届出をして、人の運送をする不定期航路事業を営んでいる者は、施行日から起算して 2 年間に限り、登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができることとされた。

○ 改正法附則第 3 条第 2 項の規定による引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる者及び改正法附則第 6 条第 5 項の規定による引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者については、改正後の自然公園法施行規則第 12 条第 29 号の 29 に規定する旅客不定期航路事業の許可を受けた者及び一般不定期航路事業の登録を受けた者に該当しな

いため、引き続き小型船舶旅客不定期航路事業及び人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者に対する経過措置を規定する必要がある。

- なお、上記の経過措置は上述のとおり改正法附則第1条本文の改正規定の施行に伴うものであり、「海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和6年国土交通省令第3号)」で措置すべき規定であるところ、当該措置が漏れていたため、本省令において経過措置を規定することとする。

以上